

**みやぎきの食の魅力発信・販路開拓事業（メディアプロモーション）
に関する業務委託仕様書（案）**

1 業務名

みやぎきの食の魅力発信・販路開拓（メディアプロモーション）業務

2 業務目的

宮崎県の食の魅力は、食品そのものだけでなく、食が生まれた歴史や文化、こだわりを持って1つ1つ丁寧に育て誕生するまでの生産者・加工者の思いなど様々であり、これらの食にまつわるエピソードストーリーを消費者に伝え、共感を呼ぶことによって、息の長いファンが生まれ継続的な販売につながるものと考えます。

このため、本事業では、本県の多様な食の魅力を活用し、効率的かつ効果的に県内外に発信し、販路開拓につなげることを目的とし、当事業を通じ、本県が進めるフードビジネスの更なる振興を図る。

3 業務内容

宮崎県の食の魅力（一次産品、加工品、料理やそれに伴う生産者・加工者等の思いやこだわりなど）について、情報発信し、販路開拓につながる取組を行うこと。

(1) 食の魅力発信に係る業務

- ・ 「宮崎県の食の魅力」の掘り起こしを行い、その魅力を県内外へ発信すること。発信にあたっては、動画等の様々なコンテンツを作成し、それらを活用した効果的な情報発信により、多くのユーザーに届けること。

(2) 食の販路開拓に係る取組との連携業務

- ・ 県が別途実施予定としている県産品の WEB 物産展及び首都圏における食のイベントに係る PR を実施すること。

(3) その他、本事業の実施に伴い必要と認められる業務

4 その他

- (1) 受託者は、県に提出した事業計画書等に基づき、適切に業務を実施すること。
- (2) 受託者は、事業計画書等を変更する必要がある場合は、県と協議の上、変更の承認を受けること。
- (3) 受託者は、業務を企画運営するに当たり、県と十分な調整を行うこと。
- (4) 本仕様書の内容について疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めのない内容については、県と受託者で協議の上、定めるものとする。